

2020年5月18日

東京都議会議員 殿

全国福祉保育労働組合東京地方本部

執行委員長 小林 君江

福祉労働者・福祉施策にかかわる新型コロナウイルス対応の緊急要望書

新型コロナウイルス感染症の拡大のなかで、経験したことの無い危機に直面するもとの、都民のいのちをまもるためにご活躍されていることに心から敬意を表します。

また、4月22日には東京都議会で「緊急事態宣言下において社会を支える医療従事者を始めとするエッセンシャルワーカーに対し敬意と感謝の意を表する決議」を採択していただきました。社会生活維持に必要な機能を支えるエッセンシャルワーカーとして、私たち保育や障害者・高齢者福祉などに当たる福祉労働者を明記していただいたことに強く励まされています。

5月の大型連休以降、新型コロナウイルスの新規患者数は減少傾向にありますが、現在病気と闘っている方々を含め、いまだ収束はしていません。福祉施設においても決して油断ができない状況は継続しているなかで、私たちは現場の最前線で福祉を提供しております。

すべての都議会議員の皆さまにおかれましては、以下の要望事項について実現していただき、現場労働者の負担軽減と都民の生命及び健康を守るよう緊急要望いたします。

記

1、福祉施設での集団感染防止策について

- ①施設内において利用者や職員に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに当該施設関係者全員がPCR検査を受けられるようにするとともに、その費用を公費で負担することを実現してください。
- ②マスクや消毒薬などの衛生用品の優先的な調達ができる仕組みづくりと、各施設が実態に即して購入することができるよう、実勢価格に対応する財政措置をしてください。
- ③福祉職場の「3密」を防ぐ施策を推進してください（利用者1人あたりの生活面積基準の拡大や緊急事態にも対応できる職員配置基準の改善、参酌基準となっている学童保育の都としての明確な基準づくりなど）。

2、福祉労働者への手当などの支給と不利益取り扱い禁止について

- ①新型コロナウイルスの危機のもとで、都民の生命を守る役割を果たしているすべての福祉労働者に特別手当を支給してください。
- ②感染者が発生した施設で働いた福祉労働者に対して、①とは別に危険手当を支給してください。
- ③通所の福祉施設や保育園において、利用者の通所自粛や休園などにより、自宅待機を余儀なくされた福祉労働者は、正規、非正規を問わず、通常どおりの賃金の支払いをするように事業者に徹底させてください。休業を有給休暇扱いにすることや欠勤にするなど不適切な対応が見られる場合は是正をおこなってください。

3、福祉事業所の減収に対する都独自の施策について

- ①新型コロナウイルスの影響で減収となっている福祉事業所に対する補助を都独自でおこなってください。
- ②イベントの中止や利用者の外出自粛によりキャンセルが相次ぎ、大幅な減収となっている手話通訳事業に対する東京都独自の減収保障策を講じてください。
- ③休校により、学童保育や放課後デイサービスの開所時間が延びたり、利用者が増加している場合は、負担増に見合う都独自の補助を講じてください

4、障害のある人の雇用について

- ①新型コロナウイルスを理由にした障害のある労働者の解雇や雇止めがないように行政指導を強めてください。また専門の相談窓口を開設してください。
- ②就労支援 B 型を利用する障害者の工賃の減収分を補填してください。

5、各区市町村の実情に応じた福祉施策が可能になるよう特別交付金を交付してください

以上